

【緊急時避難誘導責任者】及び【緊急時避難誘導員】 行動規範

【緊急時避難誘導責任者】及び【緊急時避難誘導員】は、その活動にあたり、次の行動規範を遵守します。

- 一．災害時において被災者の適切なサポートに努めます。
- 一．活動に際しては、関連する諸法令を遵守します。
- 一．【緊急時避難誘導責任者】及び【緊急時避難誘導員】に対する社会的信頼を得られるように努めます。
- 一．社会により一層貢献できるよう、避難誘導に関する知識と技能の向上に努めます。
- 一．当該活動上知り得た秘密を、正当な理由がない限り第三者に漏らしません。

一般社団法人日本防災教育振興中央会は、【緊急時避難誘導責任者】及び【緊急時避難誘導員】の行動準則として本行動規範を制定いたしました。
これによって、災害時において被災者の生命・身体の安全が確保される、
安心できる社会づくりを推進していきます。